

個人の医療情報が第三者に流出? トラブル続きのマイナ保険証は延期・中止を ただちに

8月4日、マイナンバー制度反対連絡会が総会を開催しました。会場参加が26人、YouTubeおよびZoom参加8人、合わせて14団体、34人の参加でした。はじめに木村東京土建書記次長の開会あいさつの後、原事務局長から情勢および2022年度運動の総括、決算報告、2023年度運動方針案、予算案、会計監査報告が行なわれ、参加団体からの活動報告がありました。討論の結果、議案について拍手で承認されました。本紙では総会での発言内容を抜粋して報告します。(文責、見出しも編集部)

連絡会が総会開催

国民皆保険制度は守り抜く

本総会の開会と同時刻に岸田首相が、国会で強行採決をして成立させたマイナンバー法の一部改正に関連して、緊急記者会見を行いました。来年度の保険証廃止について、延期をするつもりはなく、一部被保険者に代わり保険証とほぼ同じ効力を持つ資格確認書を発行し、期限を最長5年に延ばすという内容です。したがって、総会はこの

2013年にマイナンバー法が成立、国民的な反対運動が広がりつつある中、2015年にこの連絡会が発足されました。続いて2016年

2013年にマイナンバー法が成立、国民的な反対運動が広がりつつある中、2015年にこの連絡会が発足されました。続いて2016年

2013年にマイナンバー法が成立、国民的な反対運動が広がりつつある中、2015年にこの連絡会が発足されました。続いて2016年

2013年にマイナンバー法が成立、国民的な反対運動が広がりつつある中、2015年にこの連絡会が発足されました。続いて2016年

2013年にマイナンバー法が成立、国民的な反対運動が広がりつつある中、2015年にこの連絡会が発足されました。続いて2016年

2013年にマイナンバー法が成立、国民的な反対運動が広がりつつある中、2015年にこの連絡会が発足されました。続いて2016年

2013年にマイナンバー法が成立、国民的な反対運動が広がりつつある中、2015年にこの連絡会が発足されました。続いて2016年



国会前でのマイナ保険証反対行動

連絡会の考え方は、デジタル化は極めて慎重に進めるべきだということです。個人情報保護の保護制度をしっかり拡充する。個人情報保護委員会が査察に入る、調査に入ると言っていますが、権限が十分でないままに調査に入っても、何も出てこないでしょう。しっかりと権限を持たせて国民目線で政府を監視させていくということです。

国民への十分な説明と、合意の形成を一番大事にする。強制はいけないうんた。

国民の理解と納得を得てこそ、信じるに値する政府だということです。

最後に自己情報コントロール権の法制化であります。ヨーロッパでは着実に法整備が進んでいると聞いています。ぜひこういった視点で、運動を引き続き取り組んでいきたいと思ひます。

当面の獲得目標は、何といつても保険証を廃止させないことです。国民の半数以上がこれまでの保険証を望んでいて、不具合のあるマイナ保険

は12月から始めて、10回以上行ない、1回当たり、100万件ツイートされることもありました。市民と我々団体の運動を繋ぐようなSNSの活

デジタルは慎重に

国民目線で政府を監視



田村専従常任中執

まず建設労組の全国組織である「全建総連」傘下に22の国保組合がある事を説明した上で「約50年前、私達の先輩が大運動で設立を勝ち取り、以来私達は50年以上にわたり仲間を守る「命の綱」として国保組合を守り育ててきました。健康保険証がなくなると、私達の国保組合の存在に関わります。健康保険証を何としても残すんだというこ

とで取り組んできました」と語りました。

9月13日にはインボイス問題も併せて日比谷集会所に取組んでいくと述べ「今が保険証の存続に向けて、押し返す

口座への紐づけ不備 誤登録で他人口座へ入金



原英彦事務局長の報告

用は、破壊的な力を持っていきます。国会行動は秋に1回、そして春に3回開催。野党の国会議員20人以上の方々へ賛同いただきました。

りでは、給付金が他人の口座に入金されるという大変な事態が生じました。銀行口座はカタカナのふりがなが振られています。マイナカードや戸籍には振込振名が振られていません。こんな制度上の不備を放置したまま紐づけを進めれば誤登録が起るのには自明のことです。

政府は法律を変えて戸籍に振込振名を振ろうとしていますが、1億2000万人全てについて、自治体に登録作業を強いると、現場は間違いない再び大混乱となり、大変な社会問題になります。その手前は、郵送やその他の確認の連絡をして返事が必要ならば、市町村長が勝手に一般的な説み仮名でふりがなを振っていかうという乱暴な内容です。

保険証の廃止を巡る問題については、法律上、保険者が保険証を発行する義務がある最大の特典だと思ひます。一方改正法はあらゆる分野で個人情報と利活用することを想定しており、これを基準にすれば、どう読んでも、最高裁の合憲判決は成り立ちません」と述べたうえで、「もし再弁論をすれば、違憲になる可能性は、十分にあり得ると思ひます。またさういう国民の声を上げていかないとならないと感じています。ぜひさういう形で弁護団の裁判闘争を支援するため、各団体で支援のご検討をいただきたい」と訴えました。

以上、原英彦事務局長の報告です。